自動運転新ビジネス創出支援事業実施委託業務 企画提案募集要領

1 委託業務名

自動運転新ビジネス創出支援事業実施委託業務

2 業務の目的

自動運転技術の進展を見据え、新事業・新ビジネス等の創出を支援するために平成30年3月に設置した3分野の研究会を開催、運営することにより、最新の技術や動向等を情報共有するとともに、ビジネス展開の可能性や具体化に向けた課題等を検討・研究していく。

また、研究会と連携し、新事業・新ビジネス等の実現に向けた調査・分析等を行う事業化可能性調査を実施することにより、県内企業等における、自動運転に係る新たなビジネスの創出を支援することを目的とする。

3 業務の対象者

本業務は、あいち地域活性化雇用創造プロジェクトの一環として、自動車産業(別添「対象業種一覧」参照。)に係る業種に属する県内企業(県内の事務所又は事業所)を対象に実施するものである。

4 業務目標

- (1) 研究会参画企業(平成30年度終了時点) 30社以上
- (2) 安定的な正社員雇用(※)(平成30年度終了時点) 30社中3名以上
- (※) 就業者数の実績に計上できる「安定的な正社員雇用」とは、以下の要件をすべて満たす労働者とする。
 - ・期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。
 - ・派遣労働者でないこと。
 - ・1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働 時間と同一のものとして雇用される労働者であること。
 - ・労働協約又は就業規則、その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。
 - ・事業利用と明らかに関連がない雇用者(例:定期採用者、退職者補充等)でないこと。
 - ・事業を利用する前に雇用されている在職者(試用期間中の者を含む)(非正規雇用から 正規雇用へ転換する在職者を除く)でないこと。

5 業務の内容

(1) 自動運転新ビジネス創出研究会の運営

平成30年3月に、あいち自動運転推進コンソーシアム(平成29年10月発足)のワーキンググループとして設置した下記の3分野の研究会を運営し、世界の市場や技術動向など最新情報や課題等の共有を図るとともに、自動運転の進展を見据えた、新事業・新ビジネスの可能性や課題等について研究・検討を行う。

| 研究会名 | 参画機関数(30年3月末現在) |
|------------------|--------------------------|
| 自動運転及び電動化部材・システム | 16 企業、1 大学、3 自治体 |
| 自動運転インフラ・データ | 20 企業、5 自治体、1 関係団体 |
| 自動運転モビリティサービス | 27 企業、2 大学、28 自治体、3 関係団体 |

なお研究会については、次のア~オにより開催・運営していくものとする。

- ア 研究会の開催内容については、県との事前の協議の上、各研究会を3回以上開催 すること。
- イ 開催案内や会場手配及び設営、講師謝金の支払等事務局を担うこと。
- ウ 各研究会の開催に当たっては、世界の市場や技術動向に係る最新情報等について 講演できる講師を1名以上招聘すること。
- エ 各研究会においてコーディネータを手配し、活発な議論等を図ること。
- オ 各研究会の研究テーマから、事業化可能性調査の対象となる候補を県と協議の上で選定すること。
- (2) 自動運転社会を見据えた新事業・新ビジネスにおける事業化可能性調査の実施 自動運転の社会実装を見据え、新事業・新ビジネスの創出に向けた調査・分析等を 行う、事業化可能性調査を実施する。

調査のテーマについては、県内での実用化・事業化が想定される地域における自動 運転車両を活用した移動サービスやそれに付随するサービスの実現等を想定し、下記 のア〜オにより実施していくものとする。

- ア 将来の産業構造、社会・雇用環境等の動向予測
- イ 専門家等による想定事業者へのヒアリング
- ウ 対象となる新事業・新ビジネスの課題整理、評価、分析 (例:技術・市場調査、規制等調査、類似事例等調査、収益性分析等)
- エ 事業調査のまとめ、工程表
- オ 各研究会で研究・検討された技術やサービス等の活用の検討
- (3) 業務実施結果報告書の取りまとめ

研究会の開催状況や成果、事業化可能性調査の実施内容等を業務実施結果報告書と して取りまとめること。

(4) その他

スケジュール及び業務管理計画の作成、コンソーシアムでの報告

6 委託契約期間

契約締結の日から平成31年3月20日(水)まで

7 成果物の提出

- (1)業務実施結果報告書(業務全体の報告書 A4版縦3部及び電子データー式) 各業務に係る記録(記録写真の撮影、新聞、その他メディア等の掲載記事等の収集等) をまとめるとともに、各業務実績等についても詳しく記載すること。
- (2) 上記資料を電子ファイル化したもの(CD-R等) 一式
- (3) 上記資料は、簡易製本も可とする。写真や図表等を用いてわかりやすくとりまとめ

て報告書を作成すること。なお調査等に使用した文献や資料等の出典は明記すること。 (4) その他、県が指示したものとする。

8 提出場所

上記の成果物は愛知県産業労働部産業振興課に提出すること。

9 業務の対象経費

本業務の経理処理に当たっては、対象となる経費を明確に区別して処理すること。対象 経費は、本業務に携わる者の人件費、業務実施に必要な事業費とする。

(1)人件費

- ・事業化可能性調査の企画、実施、集計、分析に従事する者及び研究会の企画、開催、 調整等に従事する者の人件費(給料・報酬、諸手当(通勤手当、超過勤務手当等)、社 会保険料の事業主負担分)
- ・謝金(研究会講師等)※原則、県の謝金基準に準ずる(9,000円/1時間)
- ・補助スタッフの賃金
- ・出張に係る旅費

(2) 事業費

- 業務実施結果報告書の作成に係る経費
- ·研究会等会場借上料、機材借上料
- ・事業を行うために必要な資料作成費
- ・事業を行うために必要で、事業に使用されることが特定、確認できる物品(ただし、 1年以上継続して使用できるものに限る)の購入費及びリース経費 ※3万円以上の物品調達はリースとすること
- ・その他、業務を行うために必要な経費のうち、当該業務のために使用されることが特定、確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの(消耗品、通信運搬費等)

(3) 対象とならない経費

- · 住居手当、退職引当金
- ・国、都道府県により別途、補助金、委託料又は助成金等が支給されている経費、地域 求職者等から費用を徴収している経費
- ・建物等施設に関する経費(施設等の設置又は改修に必要な経費、土地・建物等を取得するための費用)
- ・業務実施中に発生した事故、災害の処理のための経費
- ・その他、適切と認められない経費
- ※一般管理費(業務を行うために必要な経費のうち、証拠書類による照合が困難な経費 (当該業務とその他の業務との切り分けが困難なもの)について、契約締結時におい て一定割合支払を認められる間接経費)の計上は認められないため、直接的な経費を 積み上げること。ただし、受託業者が民間企業(あくまでも私企業)の場合であっ て当該企業の社内規定等で本体事業費における一般管理費の割合について、直近年 度の損益計算書中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定してい る場合に限り、一定の範囲内で、その割合による経費の計上は可能である。

上記のただし書の場合に一般管理費率を用いて経費を計上する場合、当該一般管理費率は、10%又は次の計算式によって算出された率のいずれか低い率とする。

一般管理費率= (「販売費及び一般管理費」 - 「販売費」) ÷ 「売上原価」×100 なお、一般管理費率については、10%より低い一般管理費率を適用する場合であっても、受託業者の財務諸表(損益計算書)における売上原価に占める管理費の割合を証明する必要があります。

※人件費以外の事業費は、対象経費全体の50%までとすること。

10 委託業務にあたっての留意事項

- (1)業務委託期間中は、本業務を総括する責任者を1名配置し、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑かつ安全な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。 不足の事態が生じた際は、総括責任者は県と連携の上、すみやかに解決を図ること。
- (2) 受託者は、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。 以下同じ)を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとすること。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (3)納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画の実行に当たっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (5) 本事業は厚生労働省「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用して実施するものであるため、雇用開発支援事業費等補助金(地域活性化雇用創造プロジェクト)交付要綱並びに関係する通知等の規定を確認し、遵守すること。
- (6) 経理処理の詳細については、県と調整すること。また、業務終了後の現地検査にあたっては、経理書類の整理をあらかじめ行い、自主点検を実施するなど、効率的な検査の実施に努めること。なお、業務終了前に必要に応じて経理書類の整備状況について確認することがあるため、支出の都度、経理書類は整理しておくこと。
- (7) 受託者は、業務完了後5年間は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求め に応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (8) 受託者は本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (9) その他、仕様書に定めのない事項は、県とのの協議により定めるものとする。

11 契約条件

- (1) 契約限度額
 - 5,037,681円(消費税及び地方消費税含む)
- (2) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする。(あるいは、愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に基づき全額を免除する。)

(3) 契約期間

契約締結日から平成31年3月20日(水)までとする。

(4) 委託料の支払条件

業務完了後の精算払いとする。

(5) 支払額の確定方法

業務完了後、実績報告書に基づき、現地検査の上、支払額を確定する。支払額は契約金額の範囲内であって、対象となる経費の合計となる。このため、全ての経費には支出を明らかにする帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となるので整備しておくこと。

(6) その他

ア 企画提案に基づく積算額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えること は認めない。なお、提案内容等を勘案して委託額を決定するため、委託契約額が積 算と同じになるとは限らない。

イ 本業務の実施は、厚生労働省の地域活性化雇用創造プロジェクト事業での交付決 定を条件とする。

12 応募資格

応募の資格者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1)愛知県の平成30・31年度入札参加資格者名簿(大分類:3役務の提供、中分類:07. 調査委託、小分類(01市場調査、04企業調査))に登載された者であること。
- (2) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。また6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 愛知県から、製造の請負又は物件の買い入れ、その他の契約に係る資格停止措置を 企画提案書受付期間に受けていないこと。

13 説明会

応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催する。

(1) 日時

平成30年4月27日(金)午前11時から正午まで

(2) 場所

愛知県庁自治センター5階 研修室 (名古屋市中区三の丸2-3-2)

(3)参加申込方法

参加希望者は、平成30年4月26日(木)午後4時までに電子メールにより連絡すること。E-mail: sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

- ※件名は「自動運転新ビジネス創出支援事業説明会参加申込」とし、本文中に、① 社名・所属、②参加者氏名(1社あたり2名まで)、③連絡先(電話、メールアドレス)を記載すること。
- (注) 出席は必須条件ではないが、可能な限り出席すること。なお、欠席により不利 益を受けた場合、愛知県はその責任を負わない。

14 応募手続等

(1) 企画提案書の提出

応募者は、次に示す書類を提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

ア 提出書類

- (ア) 企画提案参加申込書 9部(正本1部、副本8部とする。)
 - 別添様式1のとおり
- (イ) 企画提案書 9部(正本1部、副本8部とする。)
 - ・別添様式2~6のとおり
- (ウ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類 9部 (正本1部、副本8部とする。)
 - 別添様式7のとおり
- (工)添付書類 各9部
 - ・会社の概要を記載したパンフレット等
 - 定款
 - •決算報告書(直近2期分)

イ 提出方法

持参又は郵送(配達証明に限る)、若しくは宅配便(手渡ししたことが証明されるものに限る)のいずれかとする。

ウ 提出期限

平成30年5月18日(金)午後4時(必着)

郵送・宅配便の場合は、提出期限の午前中に愛知県庁に必着のこと。

※事前に電話連絡すること。

工 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(愛知県庁西庁舎7階) 愛知県産業労働部産業振興課 自動車産業グループ

電話 052-954-6376 (ダイヤルイン)

オ 応募に関する問合せ先

問合せは、電子メール (sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp) によること。 (件名は「自動運転新ビジネス創出支援事業に関する問合せ」とする。)

※企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、 公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

(2) 企画提案書作成上の注意

- ア 用紙サイズは、A4縦(横書き、要ページ番号)とする。ただし、イメージ図などを記載する場合、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- イ 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で 1ヶ所とめる。
- ウ 企画提案は1事業者1案とする。(複数の事業体で業務を実施する場合は1共同体

あたり1案とし、業務実施における責任の所在を明確にすること。)

エ 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。

15 企画提案内容(提案項目等)

企画提案書には、次の(1)から(4)の内容について記述すること。

(1)業務に関する企画等 [様式4]

ア 本業務の基本方針

業務を進める上での基本的な考え方やねらい、特に重点を置く点、特徴、アピールポイント等について、具体的に記載すること。

- イ 研究会の運営方針・内容について
 - ・当該事業目的を達成するための研究会の運営方針を示すこと。
 - ・研究会の内容として予定しているテーマや講師について提案すること。
- ウ 事業化可能性調査の実施方針・内容について
 - ・当該事業目的を達成するための事業化可能性調査の実施方針を示すこと。
 - ・想定している情報収集や分析を実施する調査の方法や内容を提案すること。
 - ・専門家等ヒアリングや新事業・新ビジネスの評価分析の内容や手法を提案すること。
 - ・事業化可能性調査の内容や手法を提案すること。
- エ その他

業務実施のスケジュールを示すこと。

才 付加提案

その他本業務をより効果的に実施するための追加事項について記載すること。

(2) 概算費用

業務の実施に係る概算費用(見積額)の内訳がわかるように項目ごとに記述すること。(代表者印押印の上、「愛知県知事」宛としたもの)記入する際は、消費税抜きで記入すること。ただし、限度額は5,037,681円(税込)とすること。

(3)類似業務の受託実績〔様式3〕

産業振興、地域振興及び雇用・労働に係るもので平成27年度から平成29年度の3年度間に主催又は受託した類似業務(調査・運営等)の企画・運営に係る実績を記述すること。なお、記載項目は、企画・運営を主催・受託した業務の概要、開催時期、場所、実施規模、主催者、契約金額等、具体的な内容を記述すること。

(4)業務実施体制及びスタッフの業務経歴〔様式2〕

業務を受託した場合の業務を実施する体制(専門家、組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制等)及び業務を運営する専門家、従事するスタッフの過去の業務経歴を記述すること。

16 提案の審査・選定等

(1)選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

(2)審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類(以下「提案書」と言う。)について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案書が3件を超える場合、委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う。

なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

【委員会における審査】

審査は、企画提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより 行う。

- ※プレゼンテーションは1者20分程度、パソコン、プロジェクター等の電子機器の 使用は不可、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。
- ※プレゼンテーションの日時は別途連絡する。

(3) 主な選定基準

受託候補者を選定する際のポイントは、次のとおりとする。

- 本業務の基本方針
- ・研究会の運営方針
- 事業化可能性調査の実施方針
- ・社会的価値の実現に資する取組等
- ・IS014001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステム認証の有無
- ・障害者法定雇用率の達成の有無
- あいち女性の輝きカンパニー認証の有無
- 女性の活躍促進宣言提出の有無
- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業への登録の有無
- ・あいちっこ家庭教育応援企業賛同書提出の有無
- ・あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入の有無
- ・エコ通勤優良事業所の認証の有無
- ・愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録の有無
- 活動報告書の提出

(4)審査結果の通知

審査結果は、平成30年5月下旬(予定)頃に全ての企画提案者に文書にて通知する。

なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せには応じられない。

(5) 契約

受託候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行 条件等の協議を行い、協議が整った上で契約を締結する。ただし、協議が整わない場合 は次点者が、改めて県と協議を行うこととする。

なお、選定された受託候補者の業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施 することを約束するものではない。

17 スケジュール (予定)

- 4月27日(金) 事業説明会
- 5月18日(金) 企画提案書の提出締切
- 5月中~下旬 審查会(受託候補者決定)、契約、業務着手

18 その他

- (1) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。なお、提案された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書提出後に辞退する場合、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式、社印及び代表者印押印のこと。)を提出すること。
- (4) 次のア~ウに該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合又は虚偽の内容が含まれていた場合若しく は指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事 実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなっ た場合
- (5) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) この要領に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、愛知県が定める。

19 連絡・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(愛知県庁西庁舎7階)愛知県産業労働部産業振興課 自動車産業グループ

電話 052-954-6376 (ダイヤルイン)